

山形労働局

改正パートタイム・ 有期雇用労働法等説明会

各定員
300名

事前
予約制

参加費
無料

2026年
10月1日より

パートタイム・有期雇用労働者、派遣労働者に関するルールが変わります。
改正のポイントと企業に求められる対応について、オンラインによる説明会を実施します。

追加開催

日時
2026年 ~~8/6~~ 14:00～15:10 (木) (接続開始 13:40) | **8/20** 14:00～15:10 (木) (接続開始 13:40)

対象

県内に本社または事業所がある企業の事業主、人事労務担当者等

申込方法

Web会議システム「Zoom」を使用

山形労働局ホームページの専用フォームよりお申込みください。
1事業所1回線まで、定員となり次第締め切りとなります。

https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/k_080806.html



- 視聴にかかる通信費等は視聴する方の負担となります。視聴に使用する端末、回線についてはセキュリティ対策が講じられたものをご使用ください。
- 説明会の参加には「オンライン説明会等にかかる参加規約」への同意が必要です（参加規約は山形労働局ホームページに掲載しています）。
- 参加に必要なミーティングID等は、お申込みの際にご登録いただいたメールアドレスへお送りします。
- Zoomの使い方やインターネット回線への接続方法等技术的な質問に回答することはできかねますのでご了承ください。

法改正の大きなポイント

パートタイム・有期雇用労働者って？

「パートタイム」 1週間の所定労働時間が通常の労働者に比べて短い
「有期雇用労働」 期間の定めのある労働契約を締結している
※「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「臨時社員」「準社員」等、呼び方は異なっても、この条件に当てはまる労働者であれば、パートタイム・有期雇用労働法の対象となります。

雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されます！

雇い入れ時の労働条件明示事項として、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要です。

〈現行の明示事項〉

- ☐昇給の有無
- ☐退職手当の有無
- ☐賞与の有無
- ☐相談窓口

+

〈新たな明示事項〉

- ☐待遇の相違等に関する説明を求めることができる旨

「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！

〈新たに追加された内容〉

- ・賞与（記載充実）
- ・家族手当（新規）
- ・病気休職（記載充実）
- ・退職手当（新規）
- ・住宅手当（新規）
- ・夏季冬季休暇（新規）
- ・無事故手当（新規）
- ・福利厚生施設（記載充実）
- ・褒賞（新規）

雇用管理の改善等に関する措置内容が変わります！

正社員との間で待遇差がある場合、求めがあれば、

- ①待遇差の内容や理由
- ②法第6条から第13条までの措置を講じるに当たって考慮した事項

を説明しなければなりません。

「資料を活用し、口頭により説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」のいずれかにより説明しましょう。



説明会に関するお問い合わせはこちら

山形労働局雇用環境・均等室

023-624-8228

山形労働局

改正ハラスメント 対策等説明会

各定員
300名事前
予約制参加費
無料2026年
10月1日より

カスタマーハラスメント、
求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます。
改正のポイントと企業に求められる対応について、オンラインによる説明会を実施します。

日時
2026年 9/7 (月) 14:00～15:20 (接続開始 13:40) | 9/9 (水) 14:00～15:20 (接続開始 13:40)

対 象

県内に本社または事業所がある企業の事業主、人事労務担当者等

申込方法

Web会議システム「Zoom」を使用



山形労働局ホームページの専用フォームよりお申込みください。
1事業所1回線まで、定員となり次第締め切りとなります。

https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/k_080907.html

- 視聴にかかる通信費等は視聴する方の負担となります。視聴に使用する端末、回線についてはセキュリティ対策が講じられたものをご使用ください。
- 説明会の参加には「オンライン説明会等にかかる参加規約」への同意が必要です（参加規約は山形労働局ホームページに掲載しています）。
- 参加に必要なミーティングID等は、お申込みの際にご登録いただいたメールアドレスへお送りします。
- Zoomの使い方やインターネット回線への接続方法等技術的な質問に回答することはできかねますのでご了承ください。

法改正の大きなポイント

カスタマーハラスメントって？

職場での「カスタマーハラスメント」とは、①～③を全て満たすものをいいます。

- ①顧客等の言動であって、
- ②そこで働く労働者が従事する業務の性質・その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

カスタマーハラスメント防止のために 講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- カスタマーハラスメント発生後の迅速・適切な対応 etc...

求職者等に対する セクシュアルハラスメントって？

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により、求職者等による求職活動等が阻害されるものを言います。

- 求職者等：求人への応募者のほか、企業の採用に資する活動への参加者や、教育実習や看護実習等の実習を受けるものを含みます。
- 求職活動等：企業の採用面接への参加、就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習・看護実習等の受講

etc...

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のために 講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- 求職者ハラスメント発生後の迅速・適切な対応 etc...



説明会に関するお問い合わせはこちら

山形労働局雇用環境・均等室

023-624-8228